

令和4年度衝撃解析ソフト AUTODYN の年間使用許諾権の調達
に係る入札可能性調査実施要領

令和4年1月24日

原子力規制庁長官官房技術基盤グループ
核燃料廃棄物研究部門

原子力規制庁では、令和4年度衝撃解析ソフト AUTODYN の年間使用許諾権の調達の請負者選定に当たって、一般競争入札(最低価格落札方式)に付することの可能性について、以下のとおり調査いたします。

つきましては、下記1. 業務内容に記載する内容及び条件において、的確な業務遂行が可能であり、かつ、当該業務の請負者を決定するに当たり一般競争入札(最低価格落札方式)を実施した場合、参加する意思を有する方は、2. 登録内容について、4. 提出先までご登録をお願いします。

1. 業務内容

1.1 概要

衝撃解析ソフト AUTODYN の年間使用許諾権について供与する。

1.2 業務の具体的内容

「令和4年度衝撃解析ソフト AUTODYN の年間使用許諾権の調達 調達仕様書/要件定義書」による。

1.3 納入期限

令和4年4月1日

2. 登録内容

①事業者名

②連絡先(住所、TEL、FAX、E-mail 及び担当者名)

3. 留意事項

- ・ 登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・ 本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・ 本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・ 提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。

せん。

- ・ 提供された情報及び資料は返却いたしません。

4. 提出先

郵送又はE-mailにてご提出願います。

【提出先】 〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

原子力規制庁長官官房技術基盤グループ

核燃料廃棄物研究部門

山口 晃範 宛て

【TEL】03-5114-2225

【FAX】03-5114-2235

【E-mail】yamaguchi_akinori_d3b@nra.go.jp

(登録例)

令和〇年〇月〇日

原子力規制委員会
原子力規制庁長官官房技術基盤グループ
核燃料廃棄物研究部門

令和4年度衝撃解析ソフト AUTODYN の年間使用許諾権の調達事業について

令和〇年〇月〇日付、標記実施要領に従い、以下の事項を登録いたします。

登録内容

① 事業者名 ○○

② 連絡先

住所 ○○

電話 ○○

FAX ○○

Mail ○○

担当者名 ○○

令和4年度衝撃解析ソフト AUTODYN の年間使用許諾権の調達

調達仕様書

1. 調達案件の概要に関する事項

1.1 調達の背景

原子力規制庁では、原子力規制委員会設置法第四条(所掌事務)第十二号に定めるとおり、原子力利用における安全の確保を図ることを目的とした調査及び研究を行う。原子力安全規制に係る課題を解決し技術的知見を蓄積するための安全研究においては、実施の過程で必要な解析検討を原子力規制庁にて実施する場合があります。適切な解析ソフトウェアの調達を含む解析環境の整備が必要である。

1.2 調達の目的

原子力規制庁が実施する安全研究に係る解析検討において、再処理施設のリスク評価に係る水素爆ごう事象のための現象・影響解析を実施することを目的として、衝撃解析ソフト ANSYS AUTODYN(以下「AUTODYN」という。)の解析環境を整備する。

1.3 期待する効果

原子力規制庁が実施する安全研究に係る解析検討業務の高度化をする。

1.4 業務の概要

AUTODYN について、AUTODYN -2D 又は AUTODYN-3D を選択して起動可能な年間使用許諾権1ライセンスを調達する。

年間使用許諾権の有効期間は、令和4年4月1日～令和5年3月31日の1年間とする。

なお、本調達には、使用許諾権の有効期間中において、以下に示すソフトウェアの技術的保守が含まれていること。

- (1) メール、電話等によるテクニカルサポート
(使用方法等についての質問に対する回答等)

・受付時間は、以下のとおりとする。

メールの場合:24 時間受付

電話の場合 :業務時間内(10:00-17:00)に受付

(2) 更新ソフトウェアの提供

(3) パッチプログラムの提供

2. 納入品目及び検収に関する事項

2.1 納入品目及び数量

No.	提出書類	提出部数	提出期限	備考
1	ライセンス認証(ファイル)	1	令和4年4月1日	-
2	実施体制図	1	受注時	5.に定めるもの
3	情報セキュリティ対策に係る計画書(実施方法及び管理体制)	1	No.1 の納入日までに	4.に定める要件定義書による

なお、納品物が電子媒体(DVD 等)となる場合は、電子媒体にウイルスチェックした証明書を添付すること。

2.2 納入場所

原子力規制庁

東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル

2.3 検収条件

請負者が提出した 2.1 に記載の全品目の納品物について、納入場所において、原子力規制庁が承認したことをもって、検収合格とする。

2.4 支払条件

検収完了後、請負者から適正な支払請求書を受理した日の属する月の30日以内に支払うものとする。

3. 作業の実施内容に関する事項

(1) 請負者は、原子力規制庁に対し、1.4 に定める項目について令和4年度のソフトウェア

の使用許諾権を供与する。

- (2) 請負者は、当該ソフトウェアの技術的保守(更新ソフトウェアの提供及びテクニカルサポート)に係る供与を行う。

4. 満たすべき要件に関する事項

「令和4年度衝撃解析ソフトAUTODYNの年間使用許諾権の調達/要件定義書」による。

5. 作業の実施体制・方法に関する事項

本業務の実施に当たり、業務実施責任者、技術担当者及び連絡窓口担当者の役職、氏名を明示すること。

6. 作業の実施に当たっての遵守事項

請負者は、本仕様書に基づく業務の遂行に際して知り得たデータ、知見、成果等を、原子力規制庁の許可無くして第三者に漏らしてはならない。

請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部事項については、担当官と速やかに協議し、その指示に従うこと。

以上

令和4年度衝撃解析ソフト AUTODYN の年間使用許諾権の調達

要件定義書

1. 業務要件の定義

「衝撃解析ソフト AUTODYN (以下「AUTODYN」という。)」の年間使用許諾権を調達する。
なお、本調達には、ライセンス有効期間中におけるソフトウェアの技術的保守を含む。

2. 機能要件の定義

a) 機能に関する事項

(1) 請負者は、原子力規制庁に対し、下記の要件を満たす AUTODYN ライセンスについて令和5年3月31日までの使用許諾権を供与する。

- i) AUTODYN の開発元である ANSYS Inc.(以下「ANSYS 社」という。)から提供される解析機能が利用可能であること。
- ii) 使用方法を示す日本語で記載されたマニュアルが利用可能であること。
- iii) ANSYS 社により確認済の動作環境(ハードウェア及びオペレーティングシステム)のうち、契約締結日時点で国内において入手可能かつ各ベンダーのサポート対象であるものについて使用が可能であること。

(2) 請負者は、AUTODYN の技術的保守に係る供与を行う。

- i) AUTODYN のインストール時及び使用時に発生する動作上のトラブル及び技術的課題について技術サポートを行うこと。
- ii) 開発元によるバージョンアップ、ソフトウェアの脆弱性対策その他の不具合修正に関する更新ソフトウェアを提供すること。

b) 画面に関する事項

AUTODYN が使用可能であることをもって画面に関する要件とする。

c) 帳票に関する事項

AUTODYN が使用可能であることをもって帳票に関する要件とする。

d) 情報・データに関する事項

AUTODYN が使用可能であることをもって情報・データに関する要件とする。

e) 外部インタフェースに関する事項

AUTODYNをインストールするライセンスサーバ及びクライアントは全て原子力規制庁の既存の PC とし、外部インタフェースに関する要件は存在しない。

3. 非機能要件の定義

a) ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項

AUTODYN が使用可能であることをもってユーザビリティに関する要件とする。

本事業で調達する AUTODYN のユーザは不特定多数のユーザによる使用及び運用を行わないため、アクセシビリティに関する要件は存在しない。

b) システム方式に関する事項

AUTODYN をインストールする PC は原子力規制庁の既存の PC とする。

c) 規模に関する事項

1ライセンスの保守契約により1つの計算機における個別計算が可能であることをもって規模に関する要件とする。

d) 性能に関する事項

本事業で調達する AUTODYN による解析処理の速度、解析に要するメモリ容量等は、原子力規制庁が保有しソフトウェアがインストールされる既存の PC の仕様に依存し、ソフトウェアの仕様によるものではないため性能に関する要件は存在しない。

e) 信頼性に関する事項

本事業で調達する AUTODYN の信頼性については、原子力規制庁が保有しソフトウェアがインストールされる既存の PC に依存し、ソフトウェアの仕様によるものではないため信頼性に関する要件は存在しない。

f) 拡張性に関する事項

ソフトウェアの技術的保守に関する契約により、ソフトウェアの機能追加等の場合は更新ソフトウェアの提供を受けることをもって拡張性に関する要件とする。

g) 上位互換性に関する事項

オペレーティングシステム及びミドルウェアについては、開発元が動作確認した環境(バージョン)にて使用するものとする。バージョンアップに伴いソフトウェアの更新が必要となる場合は、ソフトウェアの技術的保守に関する契約により更新ソフトウェアの提供を受けることをもって、上位互換性に関する要件とする。

h) 中立性に関する事項

本事業で調達する AUTODYN について、過年度より導入したソフトウェアの継続的な利用であり、当該ソフトウェアでしか取り扱うことのできない解析手法が含まれていることから、中立性に関する要件は存在しない。

i) 継続性に関する事項

障害、災害等による問題発生時の継続性については、原子力規制庁が保有しソフトウェアがインストールされる既存の PC 及びネットワークシステムに依存し、ソフトウェアの仕様によるものではないため継続性に関する要件は存在しない。

j) 情報セキュリティに関する事項

i) 本事業に入札しようとする者の適合条件に係るセキュリティに関する要件を以下のとおりとする。

実施責任者が所属する組織・部門が一般財団法人 日本情報経済社会推進協会又は海外の認定機関により認定された審査登録機関により情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を受けていること。

認証を受けていない場合には、それと同等の情報セキュリティ管理体制を構築していることを示すこと。

ii) 本事業の実施に係るセキュリティに関する要件を以下のとおりとする。

- 1) 請負者は、業務の開始時に、業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁担当官に書面で提出すること。
- 2) 請負者は、ソフトウェアの納品時に脆弱性の有無と、脆弱性が確認されている場合には対応方法を示すこと。
- 3) 請負者は、原子力規制庁担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、業務において請負者が作成する情報については、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- 4) 請負者は、本業務の実施に当たり担当官から提供された情報及びその他の知り得た情報について、目的外の利用を行わないこと。
- 5) 請負者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- 6) 請負者は、原子力規制庁担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、業務において請負者が作成した情報についても、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- 7) 請負者は、業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

k) 情報システム稼働環境に関する事項

ANSYS 社により動作確認済で、契約締結日時点で、国内で入手可能かつ各ベンダーのサポート対象となっているハードウェア及びオペレーティングシステムについて、AUTODYN が動作することをもってシステム方式に関する要件とする。

l) テストに関する事項

本事業は開発済のソフトウェアを調達するものであり、テストに関する要件は存在しない。

m) 移行に関する事項

本事業は開発済のソフトウェアを調達するものであり、移行に関する要件は存在しない。

n) 引継ぎに関する事項

本事業で調達する AUTODYN のユーザは原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ所属の職員に限って運用することから、引継ぎに関する要件は存在しない。

o) 教育に関する事項

本事業で調達する AUTODYN のユーザは原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ所属の職員に限るとし、不特定多数のユーザにより使用されるものではないため、教育に関する要件は存在しない。

p) 運用に関する事項

ソフトウェアの技術的保守に関する契約により、インストール時及び使用時に発生する技術的課題について技術サポートを受けることをもって運用に関する要件とする。

q) 保守に関する事項

ソフトウェアの技術的保守に関する契約により、以下の保守に関する提供を受けることをもって保守に関する要件とする。

- (1) メール、電話等によるテクニカルサポート
(使用方法等についての質問に対する回答等)
- (2) 新バージョンソフトウェアの提供
- (3) パッチプログラムの提供

以上